

労働相談Q&A

（質問）育児休業が終了し、仕事に復帰します。子どもの保育園の送り迎えのため、勤務時間を短縮することはできますか。

「短時間勤務制度は育児休業法で義務化されています」

（回答）事業主は3歳に満たない子を養育する労働者について、労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度を講じる必要があります。

短時間勤務制度は、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものでなければなりませんとされています。勤務時間の短縮を希望する場合、まずは会社の就業規則などを確認してください。